

令和2年9月29日

職業訓練受講中のみなさまへ

三重労働局
職業安定部訓練室

指定来所日についてのお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年10月1日以降は下記のとおりのお取り扱いとなりますので、皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

令和2年10月1日以降の指定来所日は、原則安定所へ来所していただき行うこととします。

ただし、高齢（概ね60歳以上）であること、基礎疾患を有すること（本人の申し出により、診断書等提出は求めません）及び妊娠中であることを理由に感染予防等の観点から来所を控えたい方は、ご自身の管轄のハローワークへお電話でご相談ください。

くわしくは、管轄のハローワークの訓練窓口にご相談ください。